

最高人民法院のコンピュータネットワーク上の著作権紛争事件の審理における
法律の適用についての若干の問題に関する解釈

(2000年11月22日最高人民法院審判委員会第1144回会議で採択され、2003年12月23日最高人民法院審判委員会第1302回会議の『『最高人民法院のコンピュータネットワーク上の著作権紛争事件の審理における法律適用についての若干の問題に関する解釈』の改正に関する決定』に基づいて改正)

コンピュータネットワーク上の著作権紛争事件を的確に審理するために、民法通則、著作権法及び民事訴訟法等の法律の規定に基づいて、この種の事件に対する法律適用の若干の問題について、以下の通り解釈する。

第一条 ネットワーク上の著作権侵害紛争事件は、侵害行為地又は被告の居住地の人民法院の管轄に属する。侵害行為地には、権利侵害として訴えられている行為を実施するネットワークサーバー、コンピュータ端末機等の設備の所在地が含まれる。侵害行為地及び被告の居住地の確定が困難であるときは、原告が侵害の内容を発見したコンピュータ端末機等の設備の所在地を侵害行為地とみなすことができる。

第二条 著作権法の保護を受ける著作物には、著作権法第三条に規定する各種著作物のデジタル化された形式ものが含まれる。ネットワーク環境下で著作権法第三条に掲げる著作物の範囲に属し得ないものであっても、文学、芸術及び科学の分野において、独創性があり、かつ、何らかの有形的な形式で複製できる知的創作の成果については、人民法院は、保護を与えなければならない。

第三条 既に刊行物に掲載され、又はネットワーク上で公衆送信された著作物については、著作権者又は著作権者の委託を受けた新聞社、定期刊行物出版社又はネットワークサービス提供者が転載及び要約を禁じる旨を表明している場合を除き、関係規定に基づく報酬を支払い、かつ、出典を明記してネットワーク上で転載又は要約を行うことは、権利侵害を構成しない。但し、転載又は要約をした著作物が、関連する新聞又は定期刊行物に掲載された著作物の範囲を超えるときは、権利侵害と認定しなければならない。

第四条 ネットワークサービス提供者がネットワークを通じて他人の著作権侵害行為に関与し、又はネットワークを通じて他人に著作権侵害行為の実施を教唆し、又は幫助したときは、人民法院は、民法通則第三百十条の規定に基づいて、その者とその他の行為者又は直接権利侵害行為を実施した者の共同権利侵害の責任を追及しなければならない。

第五条 コンテンツサービスを提供するネットワークサービス提供者が、ネットワーク利用者がネットワークを通じて他人の著作権を侵害する行為を実施することを明らかに知っていたとき、又は著作権者が確実な証拠のある警告をしているにもかかわらず、依然として権利侵害された結果を除去するために権利侵害された内容を移動し、削除する等の措置をとらなかったときは、人民法院は、民法通則第三百十条の規定に基づいて、その者と当該ネットワーク利用者の共同権利侵害の責任を追及しなければならない。

第六条 コンテンツサービスを提供するネットワークサービス提供者が、著作権者が侵害

行為者の権利侵害の責任を追及するためにそのネットワークにおける侵害行為者の登録資料の提供を要求したことに對し、正当な理由なく、提供を拒んだときは、人民法院は、民法通則第百六条の規定に基づいて、その者に相應の権利侵害責任を追及しなければならない。

第七条 ネットワークサービス提供者が第三者の著作権の技術的保護手段を故意に回避し、又は破壊することに専ら使用される方法、設備又は材料であることを明らかに知りながら、これを掲載し、伝播させ、又は提供したときは、人民法院は、当事者の訴訟請求及び具体的な情状に基づいて、著作権法第四十七条第（六）号の規定により、ネットワークサービス提供者の民事上の権利侵害責任を追及しなければならない。

第八条 著作権者が権利侵害情報を発見し、ネットワークサービス提供者に警告をし、又は侵害行為者のネットワーク登録資料を請求する際に、身分証明、著作権権属証明及び侵害状況証明を提示できないときは、未だ警告を提出しておらず、又は未だ請求をしていないものとみなす。

著作権者が上記の証明を提示後、ネットワークサービス提供者が依然として措置を採らないときは、著作権者は、著作権法第四十九条及び第五十条の規定に基づいて、訴訟前に人民法院に関連行為の停止並びに財産保全及び証拠保全の決定をするよう申し立てることができ、訴訟提起時に、人民法院に、先行して侵害の停止、妨害の排除及び影響の除去の決定をするよう請求することもでき、人民法院は、これらを許可しなければならない。

第九条 ネットワークサービス提供者が、著作権者の確実な証拠のある警告により、権利侵害として訴えられている内容を移動削除する措置を採ったときは、権利侵害として訴えられている者がネットワークサービス提供者に違約責任を負うよう要求しても、人民法院は、これを支持しない。

著作権者による権利侵害の訴えが誤りであり、権利侵害として訴えられた者がネットワークサービス提供者の採った措置により損失を受けたとして賠償を請求したときは、人民法院は、警告した者が賠償責任を負うよう判決しなければならない。